

罹災証明書等の交付申請

1 概要

災害対策基本法に基づいて令和 8 年 9 月 8 日の大雨により被災した方から、罹災証明書、被災証明書または被災届出証明書の交付申請を受け付けます。

2 受付場所

- ・被害を受けた建物等が所在する区の区役所総務課
(月曜日～金曜日午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分まで(祝日・休日・年末年始を除く))
- ・名古屋市電子申請オンライン申請

3 証明書の種類等

種類	申請できる人	内容	手数料
罹災証明書	住家の世帯主 または同一世帯に属する人	災害により被害を受けた住家を対象として、建物被害認定調査等を実施し被害の程度を証明するものです。	無料
被災証明書	非住家の所有者	災害により被害を受けた非住家を対象として、建物被害認定調査等を実施し被害の程度を証明するものです。	
被災届出証明書	動産等の所有者（住家及び非住家が被害を受けた旨の届出をする場合は、罹災証明書、被災証明書と同じ）	災害により被害を受けた住家または非住家以外の不動産もしくは動産を対象として、被害が生じた旨の届出があったことについて、証明するものです。被害の程度は証明できません。（例：車、カーポート、家財等）	

※代理人が申請する場合は、「申請できる人」からの委任状が必要です。

4 必要書類

- ・罹災証明書等交付申請書（ホームページからダウンロードできます）
- ・申請者の本人確認書類
(公的機関が発行した顔写真付きのものは 1 点、それ以外のものは 2 点。)
- ・非住家の所有権を確認できる資料（被災証明書の場合）
- ・委任状（代理申請の場合）
- ・被害の状況がわかる写真（提供可能な場合）

5 証明書の交付

(1) 罹災証明書・被災証明書

- ・建物被害認定調査終了後に配付される調査済証を持参し窓口で交付
(申請者以外の方の場合は委任状が必要です。)

(2) 被災届出証明書

- ・原則、申請時に交付

6 留意事項

- ・被災から相当程度の期間が経過し、災害と被害の因果関係が確認できない場合など、申請を受け付けることができない場合があります。
- ・建物被害認定調査の結果、罹災証明書や被災証明書の対象にならないため、被災届出証明書しか交付できない場合があります。
- ・罹災証明書、被災証明書の発行前であり、被害の程度が不要な場合に限り、住家、非住家に対しても被災届出証明書を交付することが可能です。

7 問い合わせ先

担当課	電話番号	担当課	電話番号
千種区役所総務課	052-753-1811	熱田区役所総務課	052-683-9414
東 区役所総務課	052-934-1116	中川区役所総務課	052-363-4309
北 区役所総務課	052-917-6414	港 区役所総務課	052-654-9611
西 区役所総務課	052-523-4513	南 区役所総務課	052-823-9315
中村区役所総務課	052-433-2714	守山区役所総務課	052-796-4511
中 区役所総務課	052-265-2213	緑 区役所総務課	052-625-3906
昭和区役所総務課	052-735-3811	名東区役所総務課	052-778-3013
瑞穂区役所総務課	052-852-9214	天白区役所総務課	052-807-3811

罹災証明書等の交付申請の受付について

	罹災証明書 ※1	被災証明書 ※2	被災届出証明書
申請 できる人	住家の世帯主または 同一世帯に属する人	非住家の所有者	動産等の所有者
対 象	災害により 被害を受けた住家	災害により 被害を受けた 非住家	災害により 被害を受けた 動産等

(注)各証明書の発行に伴う手数料は無料です。

受付場所
(問い合わせ先)

各区役所総務課

受付時間

月～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
(祝日・休日・年末年始を除く)

必要書類

市公式ウェブサイト
罹災証明書等の交付



- 窓口申請の場合 **罹災証明等交付申請書**
(ホームページからダウンロードできます。)
- 電子申請の場合 **名古屋市電子申請オンライン入力**
- 申請者の**本人確認書類**
(公的機関が発行した顔写真付きのものは1点。それ以外のものは2点。)
- 非住家の所有権を確認できる資料** (被災証明書の場合)
- 委任状 (代理申請の場合)
- 被害状況がわかる写真 (提供可能な場合)

留意点

- 建物被害認定調査の結果、罹災証明書や被災証明書の対象とならず、**被災届出証明書**しか交付できない場合があります。
- 被災届出証明書は、動産(例:車、カーポート、家財等)もしくは※1 ※2 の対象以外の不動産について被害が生じた旨の届出があったことを証明するものです。